

困ったとき、わからないときは…

【消費生活センター・県民サービスセンター】に相談しよう!

栗原圏

- 北部地方振興事務所 県民サービスセンター 0228-23-5700
- 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター 0226-22-7000
- 仙台弁護士会 三陸海岸法律相談センター 0226-22-8222 金曜日のみ

大崎圏

- 北部地方振興事務所 県民サービスセンター 0229-22-5700
- 仙台弁護士会 古川法律相談センター 0229-22-4611 火曜日のみ

仙台圏

- 宮城県消費生活センター 022-261-5161
- 仙台弁護士会 法律相談センター 022-223-2383
- 東部地方振興事務所 県民サービスセンター 0220-22-5700
- 仙台弁護士会 齋藤法律相談センター 0220-52-2348 水曜日のみ
- 東部地方振興事務所 県民サービスセンター 0225-93-5700
- 仙台弁護士会 石巻法律相談センター 0225-23-5451 木曜日のみ

仙南圏

- 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター 0224-52-5700
- 仙台弁護士会 大河原(大河原)法律相談センター 0224-52-5898 火曜日のみ

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00～17:00
土・日 9:00～16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月～金曜日 9:00～16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

その他相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- ◆多重債務に関する相談窓口 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆震災関連相談件数及び事例
- ◆「ヤミ金」「現金化」は絶対に利用しない！
- ◆「節電・節水」についてのお願い

震災関連相談 836件 (県受付分 H23.3.11～H23.5月末)

県の消費生活センターと県民サービスセンターに寄せられた震災関連の消費生活相談件数は、5月末までの約2ヶ月間で、836件となりました。このうち、今回は、最近寄せられた相談事例をいくつかご紹介します。

これらのケースは個別の事例によって対応が異なります。「変だな」「おかしいな」「ホントかな」など、少しでも疑問に思ったときは、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。

相談事例①アパートの退去

- ・借りていたアパートが震災で全壊し、住めない状態になった。大家からは「敷金は返金できない」と言われたが、納得できない。返金して欲しい。（20歳代 女性）
- ・震災でアパートが壊れ、住めない状態ではなかったが、退去することにした。すると、大家から修繕費用を敷金から差し引かれ、さらに追加費用を請求された。支払う必要があるか。（年齢不明 男性）

【ポイント】

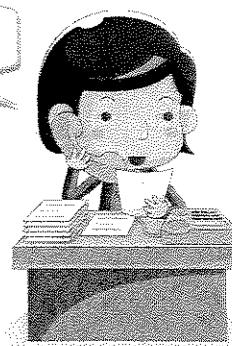
借家が全壊した場合は、原則として借家権も消滅し、敷金の返還を求めることができます。このように、個別の事情によっては敷金の返還を求める場合があるので、消費生活相談窓口にご相談下さい。必要に応じて、弁護士会などの法律相談窓口もご紹介いたします。

相談はこちらのダイヤルへ！

ご相談は、消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ まもうよ、みんなを！
0570-064-370 へ！

※全国共通ダイヤルです。身近な相談窓口につながります。



相談事例②住宅の屋根の修理

- 震災で屋根瓦が壊れたのを見た業者から「このままでは家が壊れる。すぐに修理をしないと他人に迷惑がかかる。」などと不安をあおるような電話があった。（50歳代 女性）
- 震災で屋根の修理が必要になった。訪問してきた業者から、「火災保険を使うと雨どいがただで直せる。」と言われたので、保険の申請を任せた。保険金が出た後、業者が「工事をする」と言ってきたので、「工事まで頼んだ覚えはない」と断ったところ、態度が豹変し、強く工事の契約を勧められて困惑している。どうしたらよいか。（70歳代 男性）

【ポイント】

震災の影響で、複数の業者から見積りを取ることができなかつたり、「このままでは家がだめになる」などと不安をあおられて、言われるがままに契約をしてしまうケースがあります。契約するときには一人で判断せず、家族などと相談して、慎重に検討しましょう。

もし、訪問販売や電話勧誘で契約をしてしまっても、契約書面を受け取った日から8日間は、無条件で契約を解除することができ、すでに支払ったお金があれば返金されます（クーリング・オフ）。

また、断つても業者に居座られたり、契約を強く迫られるなどして怖い思いをしたときには、すぐに警察に連絡をしましょう。



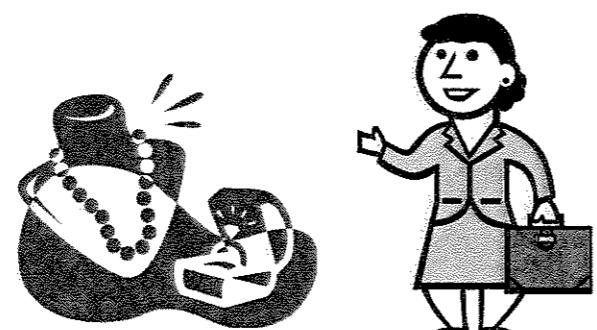
相談事例③貴金属の買い取り

- 突然訪問してきた業者から、「震災で、医療機器に使用するプラチナが不足している。買い取るので、査定したい。」などと言われた。信用できるか。（60歳代 男性）

【ポイント】

突然訪問してきた業者の言うことが本当のことかどうか、その場で確かめるのは難しいので、業者の言うことをうのみにせず、冷静に判断しましょう。買い取ってもらうつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。

後から取り戻したいと思っても、いったん業者に渡った貴金属を取り戻すことは大変困難です。よく考えてから契約しましょう。



ご相談は、消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ まもうよ、みんなを！
0570-064-370 へ！

※全国共通ダイヤルです。身近な相談窓口につながります。

「ヤミ金」「現金化」は絶対に利用しないでください！

震災で生活資金や事業資金が不足し、当座の資金を求めて、無登録の業者が違法に高金利で金を貸す「ヤミ金」や「クレジットカードの現金化」を利用してしまい、消費者に思わぬ被害が発生しています。

相談事例④ヤミ金の被害

地震で解雇され、生活資金に困り、携帯電話で検索した、『金利8.9%』という貸金業者に1万円の借り入れを申し込んだ。翌日5千円が振り込まれ、「半分の5千円は利息」と言われた。返済は後日2万円を振り込むように言われた。後で調べてみると、無登録の貸金業者であることがわかった。（20歳代 男性）

【ポイント】

震災による生活難に陥り、違法な高金利でお金を貸し付ける「ヤミ金業者」による被害が発生しています。「〇〇バンク」「〇〇信託」などの商号を用いて、はた目にはヤミ金業者とわからない業者もあります。

当座の資金は手に入っても、暴力的な取り立てや、法外な金利に悩まされるなど、新たな問題を増やすばかりです。

また、一度ヤミ金業者に個人情報を知られると、後に思いがけないトラブルに発展することも考えられます。

社会福祉協議会の生活再建資金貸付を利用するなどして、ヤミ金は絶対に利用しないようにしましょう。

すぐに相談してください！



消費者ホットライン
0570-064-370

相談事例⑤クレジットカード現金化

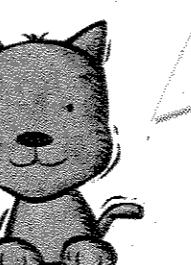
「貴金属類やパソコンなどの商品をカードで買えば、それを知り合いに高く売ってやる。その代金で借金を返済するとよい」と店に連れて行かれ、クレジットカードで50万円分の商品を買わせられた。一時金として10万円をもらい、後日残金を精算すると言われたが、振り込まれず、連絡が取れなくなってしまった。（日本消費者金融協会HPより）

【ポイント】

「クレジットカードの現金化」とは、「クレジットカードのショッピング利用可能枠を悪用して現金化すること」です。これはクレジットカードの会員規約に違反する行為であり、不正な方法と知りながら「現金化」をすることは、消費者自身も詐欺罪に問われる可能性があります。

「クレジットカードの現金化」は絶対にしてはいけません。

節電・節水についてのお願い



今回の震災により、太平洋沿岸の多数の発電所や、宮城県の下水道処理施設が甚大な被害を受け、夏の電力供給不足や、生活排水の簡易処理での放流により、水環境への悪影響が心配されています。

「被災地にあって被災地を想う」という気持ちで、一人ひとりができる範囲で、「水」「電気」など限られたエネルギーを大切に使いましょう。

（具体的な節水・節電方法などについては、「宮城県環境生活部環境政策課」のホームページをご覧ください。）